

温泉小委員会の設置について
(案)

平成 16 年 10 月 12 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、温泉小委員会を置く。
- 2 温泉小委員会は、温泉事業者による表示のあり方など温泉に関する喫緊の課題等の検討を行う。
- 3 温泉小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。